

## 第149回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和6年11月5日（火）10:00～10:50

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【審議協力者】

東京都、神奈川県

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：藤井世帯統計官

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、菊地調査官ほか

4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第149回人口・社会統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、大変お忙しい中御参加いただき、ありがとうございます。前回に引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

本日もこれまでどおり、こちらの会場とWebの併用で会議を進めてまいりたいと思いますが、Webで参加されておられる方につきましては、ネットワークの状況で声が聞きづらいなど、不具合が生ずる場合もございます。そのような場合には、お知らせ願えればと思います。また、発言をされる際以外はマイクをオフにさせていただくようお願いいたします。そして、御発言の際には、お名前をおっしゃっていただけてから御発言をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日も前回の部会に引き続いて、国民生活基礎調査の変更について審議いたしたいと思っております。前回の部会で一通りの審議は終えたところですが、一部再確認を要する事項がございました。そこで、本日の部会は前半と後半の2部構成で進めてまいりたいと思っております。前半は、前回の部会審議で再確認事項とされた点について調査実施者から説明していただき、それに引き続いて質疑応答を行いたいと思っております。後半では、答申案についての審議をお願いしたいと思います。なお、審議の過程で、説明されている資料や議論に

なっている資料について、随時事務局で画面に表示していただきます。

本日の審議は12時までを予定しておりますが、状況によっては終了時間が前後する場合がありますかと思えます。予定する終了時間を過ぎる場合、御都合のある方は御退席いただいて結構です。

なお、先月18日に開催された統計委員会において、私から前回の部会での審議状況について御報告いたしました。委員から特段の御意見や御質問は出ませんでした。また、久我委員から、本日は所用のため欠席されるとの御連絡を受けております。

以上、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入りたいと思ひます。まず、前回部会において宇南山臨時委員から御質問がありましたので、その回答について確認したいと思ひます。御質問の趣旨は、オンライン調査の導入により、本調査全体の回収率にどのような影響があったかを検証してほしい。具体的には、オンライン調査票の回収状況について、地域別の時系列データを整理し、分析してほしいというものでございました。

これについて、調査実施者である厚生労働省において、資料1の「調査票回収率（世帯票）の推移」を作成していただきました。これを用いて説明をしていただき、その後、質疑応答を行いたいと思ひます。それでは、厚生労働省、御説明をお願いいたします。

**○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官** それでは、私から資料1について御説明いたします。

本日提出いたしました資料は、調査票回収率の推移を全国、令和4年調査でオンライン調査を先行導入いたしました5都府県、それから、令和4年調査ではオンライン調査を導入していなかった42道府県の状態を提出方法別に取りまとめたものになってございます。前回御説明した内容と重複する部分があるかもしれませんが、説明させていただきます。

まず、令和5年の回収率です。この表の一番右の列になりますけれども、令和5年の回収率は66.7%で、回収方法別の割合では、調査員回収が32.9%、郵送回収が30.0%、オンライン回収が37.1%となっております。先行導入いたしました5都府県では、調査員回収が24.5%、郵送回収が32.8%、オンライン回収が42.8%となっております。同様に42道府県につきましては、調査員回収が37.6%、郵送回収が28.5%、オンライン回収が33.9%となっております。

続きまして、全国の回収率の推移、一番上のピンクの部分になりますけれども、こちらの推移についてでございます。一番左の平成30年の回収率が73.8%でありまして、令和5年は66.7%ということで、7.1ポイントの減少となっております。各年の対前年増減で申し上げますと、令和元年が1.3ポイントの減、令和3年が4.6ポイントの減、令和4年が0.5ポイントの増、令和5年が1.7ポイントの減という状況となっております。

次に、先行導入いたしました5都府県の回収率の推移でございます。平成30年の回収率が65.9%で、令和5年は59.2%と、6.7ポイントの減となっております。これの各年の対前年増減で申し上げますと、令和元年が3.3ポイントの減、令和3年が4.0ポイントの減、令和4年は1.0ポイントの減、令和5年が1.6ポイントの増となっております。

次に、未導入でありました42道府県の回収率の推移でございます。平成30年の回収率が78.7%で、令和5年では71.7%となっております、7.0ポイントの減となっております。各年の対前年増減で申し上げますと、令和元年が4.1ポイントの減、令和3年が0.7ポイントの減、令和4年は3.1ポイントの減、令和5年が0.9ポイントの増となっております。

次に、オンライン調査導入前の令和3年と令和4年の回収率の比較で申し上げますと、全国では0.5ポイントの増、先行導入いたしました5都府県では1.0ポイントの減、未導入でありました42道府県は3.1ポイントの減となっております。

先行導入いたしました令和4年と全国導入した令和5年の回収率の比較では、全国では1.7ポイントの減、先行導入いたしました5都府県は1.6ポイントの増、未導入でありました42道府県は0.9ポイントの増となっております。

オンライン調査を先行導入いたしました5都府県では、令和4年と導入前の令和3年の比較では1.0ポイントの減となっておりますけれども、令和3年以前の減少幅と比較いたしましても減少幅は小さくなっておりまして、令和4年と令和5年の比較では1.6ポイントの増となっております。このことから、オンライン調査導入の効果が一定程度あったのではないかと考えてございます。

次に、未導入の42道府県では、令和4年と令和3年の比較では3.1ポイントの減と引き続き減少傾向にありますけれども、令和4年と令和5年の比較では0.9ポイントの増となっていることから、オンライン調査導入の効果が一定程度あったのではないかと考えてございます。

なお、表の欄外になりますけれども、注1にございまして、国民生活基礎調査では、大規模調査では、都道府県別表章を行うため、都道府県・指定都市ごとに一定数を系統抽出しているのに対しまして、簡易調査年では全国表章のみを行うため、都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように系統抽出しているという抽出状況になってございます。このため5都府県と42道府県の比率は、大規模調査が2対8であるのに対しまして、簡易調査では4対6となりますことから、全国の回収率に対しても、5都府県の寄与度が大きくなるということがありますので、5都府県、それから42道府県の回収率がともに増加した場合であっても、全国の回収率については低下する可能性があるということに注意が必要かと考えてございます。

また、注2でございまして。これは直接オンライン調査とは関係ございませんけれども、郵送調査の訪問回数の要件緩和は令和3年調査から全国展開しておりますが、令和元年調査におきまして試行的に実施しておりました。その際、御協力いただいた道府県を列記したのになってございます。

私からの説明は以上でございます。

**○津谷部会長** 御説明ありがとうございました。ただ今の御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

これは宇南山臨時委員から頂いた御質問ですので、宇南山臨時委員、コメントや更なる御発言はございませんでしょうか。

**○宇南山臨時委員** ありがとうございます。宇南山です。

今回は非常に手間のかかる作業やっただいて、ありがとうございます。お示しいただいた結果は非常に興味深い、意義深いものだと理解しています。特に、先ほど御説明がありましたけれども、簡易調査と大規模調査で大都市部のシェアが変わるということで、全体の回収率を見ているだけではなかなか見えなかったものが見えてきたと思います。また、規模の相違を踏まえて、時系列の状況に単純に差分法を適用できるかというところで、厳密な意味での因果推論としてはやや弱いところがありますが、すごく単純に差の差分法的に考えれば、令和4年に42道府県で3.1%下がっている中で都市部が1%しか落ちなかったということは、オンラインに一定の効果があったことをきちんと示している結果ではないかと思っております。

ただ、令和5年に行くときに少しその関係が、必ずしも42道府県の方がアップ率が高くなってほしかったのですけれども、そうはなっていないので、もしかするとオンラインの導入にすごくインパクトがある地域というのは、例えば若い人が多いとか、そういう特徴があるのかもしれないなというような洞察もできますし、また、注2でお示しいただいた郵送回収についても、恐らく同様の分析をすると、地域性みたいなものも見えてくるのではないかと思います。

いずれにせよ今回のことで、オンライン回収によって、一定の回収率向上効果があるというのは認められるというふうな結論にしてもいいのではないかと思います。ただ、数値的には10%も20%も上がるというほどのものではないのかという意味でも、今後のオンライン導入、ほかの省庁を含めて有意義な結果だと思います。

いずれにしましても、今回の計算をやっていただきまして非常に大変だったと思いますが、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○津谷部会長 宇南山臨時委員、ありがとうございました。

厚生労働省、何かコメントはございますか。

○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官 今、宇南山臨時委員の御指摘があったとおり、大きく変化があればよかったですけれども、あまり大きく変化が出ていなかったのかなというところは認識してございます。引き続きこれからもオンライン調査を推進していく中で、同様の分析をしながら、観察していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございました。そのほか、御意見はございませんか。

この調査については、平成30年から回収率は低下傾向にあります。令和4年に低下傾向に一定の歯止めがかかったように思います。回収率を大きく上昇させるという観点から見れば物足りないと感じられるかと思いますが、見方を変えると、この低下傾向に一応の歯止めをかけることはできたと考えることもできるのではないかと思います。

今後も、オンライン回答促進にむけて更なる御尽力をお願いいたします。それによって、目に見えるような効果がでることを願っております。いずれにしましても、近年、調査環境が大変厳しくなっており、政府調査を含め、社会調査全般の回答率は低下傾向にあります。ですので、できる限り回答者にとって答えやすい回答方法を探り、更なる改良を続け

ることが不可欠だと思います。回答方法の中でも、オンライン回答はいろいろな意味で最も望ましいものであり、統計委員会においても、オンライン回答の促進は目指していきべき方向性となっております。これからも御尽力の程よろしくお願いいたします。

ということで、厚生労働省からの御説明、そして宇南山臨時委員からの御発言を受けまして、この点について、更なる御異議はなかったと思います。ですので、この事項についての厚生労働省の対応について、御了解をいただいたものと整理させていただきたいと思っております。

なお、答申案において、どのように文章化するのかということについては、後ほど御審議をいただくこととしたいと思います。本調査におけるオンライン回答率が今後更に上昇していくこと、そしてそれが調査の回答率全体の維持と向上につながっていくことを期待しております。御審議ありがとうございました。

それでは、以上で追加説明事項についての審議を終了して、本日の第2部である、答申案の審議に入りたいと思います。まず具体的な審議に入る前に、私が考えております答申案の取りまとめ方法について御説明いたします。資料2を御覧ください。

これは答申案のたたき台と言ってもよろしいかと思いますが、ここでは前回の部会で結論が得られた部分について、審議結果を含めて文章化しております。

一方で、本日、追加説明していただいた内容に関連する部分、そして部会審議の総括に当たる承認の適否については、本日の審議を受けて記載することとなっておりますので、ここには記載されておりません。

そこで、審議の進め方ですが、まず、事務局から簡潔にこの答申案の構成について御説明をいただきたいと思っております。次に、答申案の順に沿って皆様に御確認をいただきたいと思っておりますが、このうち1回目の部会でおおむね結論が得られた部分については、まず第1点目として、部会での審議内容が適切に反映できているか、そして第2点として、ほかに修正や追記すべき事項はないかという観点から、皆様より御意見をいただいて、順番に確認してまいりたいと思っております。なお、本日審議した部分でまだ文章化されていない部分については、今後の文章化の方向性を整理したものを口頭で申し上げますので、それについて御意見をいただきたいと思っております。そして、順番は逆になりますが、最後に全体評価として、答申案の冒頭部分にある承認の適否について、記載方針を審議いたしたいと思っております。

なお、審議結果が文章化されていない部分の最終的な確認方法につきましては、最後に御相談したいと思います。

以上のように進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料2に基づいて、答申案の全体構成について、事務局から簡潔に御説明をお願いいたします。

**○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 事務局でございます。資料2の答申案を御覧ください。答申の様式につきましては、「1 本調査計画の変更」、「2 過去の答申（令和3年7月30日付け統計委第14号）における「今後の課題」への対応状況」の構成としています。

まず1ページ、1、本調査計画の変更については、(1)承認の適否と(2)理由等の構成としており、(2)理由等の部分にア、イとして、御審議いただきました調査票におけるレイアウト等の変更と、集計事項の再整理について記載しています。今回は調査計画本体の変更は多くなかったため、簡素な書きぶりとしております。

(1)承認の適否については、本日の審議も踏まえて記載すべき部分であるため、現在、文章化はしていない状態です。

次に、同じ1ページの2については、各課題の要旨と、厚生労働省の検討状況、対応状況についてそれぞれ簡潔にまとめております。

2ページの2「(3)回収率向上に向けた取組の効果検証」のところのイ「(ア)オンライン調査の導入」の部分と、この2(3)の総括的な評価については、今ほど御議論いただいた内容ですので、現在、文章化はしていない状態です。

事務局からは以上です。

**○津谷部会長** 御説明、ありがとうございました。

それでは、まず、1回目の部会でおおむね審議を終えている部分について、確認したいと思います。

1ページ目の「(2)理由等」から順に御確認をお願いいたします。まず、今回の申請における変更事項の本体である「ア 調査票の設問の記載ぶりの変更等について」ですが、変更内容は調査事項を変更するものではなく、調査票における説明やレイアウト等について、より明確かつ答えやすいものに変更するというものでございます。これは、調査現場からの改善意見を踏まえつつ、未記入や誤記入を防ごうとするものであることから、適当としておりますが、いかがでございましょうか。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論や御異議はないようですので、御了承をいただいたものと整理したいと思います。ありがとうございました。

続いて、同じく1ページの「イ 集計事項の再整理」についてです。変更内容は、集計票について、見出しの修正や重複の削除を行うなどの整理をするというものです。これについては、e-Statにおける表示との整合性を確保しつつ、集計票相互における重複を整理するとともに、これまで調査情報の二次利用により作成されてきた重要な統計を本調査の集計事項として位置付けるものであることから、「適当」としておりますが、この部分についてはいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

では、これについても、特段の御異議、御異論はないようですので、御了承をいただいたものと整理させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上が、今回の調査計画の変更事項に関する部分でございました。

次に、過去の答申で示された「今後の課題」への対応状況についての審議に移りたいと思っております。課題は3つございます。

まず1ページ目の下に記されている「(1)健康票の質問8の有用性の分析及び類似項目との関係整理」についてです。(1)のアの部分で、この課題が付された趣旨を記載した上

で、イの部分において厚生労働省の確認結果の概要を記載し、質問8を含めた関連事項について引き続き把握するという厚生労働省の方針を記載しております。これを受けて、ウの部分において、質問8を新設したことの有用性が認められるとしつつ、類似項目との関係の整理も確認できたことから、厚生労働省の対応について「適当」としております。

この部分については、いかがでございましょうか。御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

では、これについても特段の御異論、御意見はないようですので、御了承いただいたものと整理させていただきます。ありがとうございました。

続いて、答申案2ページ目の中段にある「(2)未成年に係る健診等の受診状況について」です。ここでも、先ほどの「(1)健康票の質問8の有用性の分析及び類似項目との関係整理」と同様に、アの部分で課題が付された趣旨を記載した上で、イにおいて、健診等の受診状況について把握されていない未成年は一部の属性にとどまるという厚生労働省の確認結果の概要を記載し、これを受けて、対象年齢を拡大せず、今までと同じように20歳以上のままとするという厚生労働省の方針を記載しております。

なお、ここでは、対象年齢を拡大しないという厚生労働省の方針を記した後、この方針の根拠となる確認結果について、より具体的な情報を記録として答申案に残すために、①～③の説明を記載しております。そして、結論はウに記されているとおり、必要性和有用性の観点から、厚生労働省の判断について「適当」としております。この部分について、いかがでございましょうか。

これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。これについても特段の御異論、御異議はございませんでしたので、御了承をいただいたものと整理したいと思います。

では、次に、2ページから3ページに記載しております「(3)回収率向上に向けた取組の効果検証」に移りたいと思います。この課題については、アの部分で課題が付された趣旨を記載し、イにおいて、厚生労働省における取組の実施状況や厚生労働省の認識、そして今後の方針を記載しております。ただ、取組内容が複数ございますので、取組ごとに(ア)から(ウ)に分けて記載しております。このうち「(イ)郵送回収に関する基準の緩和」と、「(ウ)コールセンターの設置」につきましては、前回の部会で審議を終えておりますので、答申案を記載しております。しかし、「(ア)オンライン調査の導入」については、本日、御審議いただいたばかりであり、まだ文章化されておられません。また、課題対応に対する部会の結論を示す(ウ)の部分も、まだ記載されておられません。

そこで、本日の部会では、既に文章化されている部分について、先に御確認をいただき、文章化できていない部分については、私が口頭で整理の方向性を申し上げますので、その内容について御意見をいただければと思います。

まず、「(イ)郵送回収に関する基準の緩和」ですが、aの部分で、これまでの経緯を簡潔に記載し、bで、厚生労働省で検証を行った結果、保健所等や調査員から負担軽減につながったという意見が出されたほか、調査全体の回収率もおおむね維持できていることから、引き続きこの対応が維持されることを記載しております。ただ、郵送回収については、

事実上、細かな疑義照会などの対応ができないという制約もあることから、郵送回収はあくまで補助的な位置付けであり、オンライン回答への移行を推進していくという方針であることを記載しております。

次に、「(ウ) コールセンターの設置」については、bの部分で、コールセンターの利用実績とその効果について記載し、今後もコールセンターを継続するというに加えて、cの部分で、将来的にチャットボット機能の導入を検討していることなどを記載しております。

以上が、現時点で文章化されている(3)の記載です。事実関係の概要を淡々と説明・記載したのですが、これに何か付け加えることについて、御意見や御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論はないようですので、この現状記載されている部分については御了承をいただいたものとさせていただきますと思います。

ここまでが、1回目の部会で審議を終えた部分についての確認でございました。

それでは、本日の部会審議を踏まえて記載する部分について、口頭になりますが、整理の方向性を申し上げますので、それについて御意見をいただき、共通認識を得たいと思います。

まず、3ページ目の「(ア) オンライン調査の導入について」です。これについては、本日、厚生労働省から御説明いただいた資料1を参考にして、一部の都道府県でオンライン回答を先行導入した令和4年の状況、そして、オンライン回答を全国に拡大した令和5年の状況について、データを基に記載した上で、オンライン調査の導入によって調査員の負担軽減や審査の効率化が進んだ一方で、オンライン回答の状況を調査員に伝達する必要があるなど、新たな事務負担が認められたこと。そして、調査票の提出状況を調査員が自ら確認できるシステムを導入することにより、地方公共団体の更なる負担軽減を図る計画であること。さらに、今後、調査員や郵送による回答をオンラインによる回答に移行させつつ、回収率の維持・向上に努めること、といった内容を記載してはどうかと考えております。

また、(ア)～(ウ)で対応状況への総括的な評価を記載している箇所の最後となるウの部分において、いずれの取組についても着実に行われており、事務負担の軽減や調査の効率化等の観点から効果があったと認められることから、「適当」としてはどうかと考えております。

以上のような整理の方向性でよろしいでしょうか。

また、今回の申請について調査計画そのものについては大きな変更はなく、厚生労働省はいずれの課題についても実績を上げて検証を行い、更なる対応を予定されていると認められます。ですので、今回の答申案については、将来に向けた今後の課題を特段設けなくてもよいのではないか、そうする必要はないのではないかと思われれます。それについても御意見があれば、是非お願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。御意見、御発言はございませんか。

では、おおむねこのような方向性を基に文章化させていただいて、よろしいでしょうか。

皆様からうなずいていただいております。新たな御意見はないようですので、今、申し上げた方向性を基に文章化させていただき、それを皆様に改めて御確認いただくようにさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

以上で、「(2) 理由等」以下の部分について御確認をいただきましたので、最後に答申案の冒頭部分、1 ページ目の最初の「承認の適否」に移りたいと思います。前回と今回の計2回の部会審議を踏まえて、今回の国民生活基礎調査の変更について「承認して差し支えない」という結論になるかと思いますが、これでよろしいでしょうか。御賛同いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、「承認して差し支えない」とさせていただきますと思いますが、富田委員からお手が挙がっております。富田委員、お願いいたします。

○富田委員 最後に申し訳ございません。今日の審議のコアな部分に関するものではないのですが、資料の中の表記の在り方について、もしお願いできればと言って申し上げたいのですけれどもよろしいでしょうか。

○津谷部会長 富田委員、資料1でしょうか、それとも2でしょうか。

○富田委員 資料2でございます。

○津谷部会長 分かりました。

○富田委員 1 ページの下方になりますけれども、2 (1) アの部分、2 行目に「国連統計委員会のワシントングループが開発した質問セット」という表記がございます。1 つ御提案ですけれども、この書き方ですと、統計委員会とワシントングループの関係性があまりはっきりしていないように思いますので、「国連統計委員会の下に設置されたワシントングループが」というふうに付記してはいかかという提案です。ワシントングループといいますのは、国連の統計委員会では「シティグループ」という言い方をいたしますけれども、委員会に出席している各国の統計部門の代表の方々、プラス、統計を扱っている各種国際機関の専門家たちが自発的に得意なテーマについて研究したり、作業したりするという部会を作っております。

このワシントングループも、障害統計を強化したいと願う国々、それから国際機関が集まって自主的に作業を行っているものでございまして、このワシントングループそのものは、事務局が国連の統計委員会ではなくて、アメリカの疾病対策センターの中に置かれており、そちらに事務局があります。ですから、ワシントングループが作ったものが直接、国際社会統計の分野の総意ということで認められるのではなくて、ワシントングループが作ったものを国連統計委員会で審議し、それが妥当だと認められた場合に、国際標準規格として審議の対象になると。

このように非常に込み入った複雑な関係性がございまして、現実的にはワシントングループが開発したものをそのまますっきり国際統計の業界が受け入れるという仕組みではないものですから、ここは国連統計委員会のワシントングループというよりも、「国連統計委員会の下に設置された」と少し言葉を加えていただくとありがたいと思っております。非

常に瑣末なことで申し訳ありません。外部の方にはなかなか分かりにくいメカニズムであるのは重々承知でございます。少し説明を加えることによって、誤解が避けられるかと思っ  
て御提案させていただいた次第です。よろしく願いいたします。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございました。御指摘の点は決して瑣末なことではない  
と思います。国連統計委員会を中心とした国際統計に関する富田委員の深い知見に基づいた有用な御提案だ  
と思います。ですので、この部分を「国連統計委員会の下に設置されたワシントングループが開発した質問  
セットに準拠した」というふうに修文させていただいてよろしいでしょうか。

委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、先ほどこの答申案のたたき台についてお認め  
いただきましたが、1ページ目の2(1)、最初の行から2行目にかかる部分について、「国連統計委員会の」  
という部分に「下に設置された」という文言を追加して、答申案とさせていただきます  
と思います。

厚生労働省、それでよろしいでしょうか。

○藤井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室世帯統計官 結構でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思  
います。富田委員、ありがとうございました。

以上をもちまして、答申案の審議も含めて、本日予定しておりました議題について、一  
通りの審議を終えることができましたので、再度、簡単に取りまとめを行いたいと思  
います。

何度も申し上げておりますが、この答申案のうちで文章化できていない部分につきま  
しては、本日、お認めいただいた共通認識に沿って、事務局と相談した上で速やかに整理  
して文章化を終えたものを、メールによって皆様にお送りいたしますので、御確認いた  
さ  
きたいと思  
います。御確認のスケジュールなどにつきましては、事務局とも相談して、速  
やかに御連絡  
いたしますが、審議の中で整理の方向性を御了解いただきましたので、頂  
いた御意見の  
扱いにつ  
いては、基本的  
に私に御一任  
いただけたら  
幸いです。そ  
して、答申案  
の最終的な報  
告は、私から  
今月の統計委  
員会で行いた  
いと思  
います。

それでは、これで予定した議題を全て終えましたので、本日の審議はここまでとさせて  
いただきます。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 本日もお忙しい中、御参加いた  
さ  
きありが  
とうござ  
いました。今、部会長からもお話がありま  
したとおり、今後、できるだけ早く答申案の追加部分を作成し、皆様に確認をお願いする  
予定です。具体的なスケジュールは確認をお願いする際のメールにお示し  
します  
ので、御協力のほどよろしく願  
い  
た  
し  
ます。

最後に、いつものお願いでございますが、部会の議事録については、事務局において作  
成次第メールで御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認のほどよろしく願  
い  
た  
し  
ます。

いします。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ただ今、事務局からも御説明がありましたとおり、答申案の追加内容を文章化したものを皆様にメールでお送りいたしますので、期日までの御確認をお願いいたします。

国民生活基礎調査の計画の変更についての部会審議は、本日が最後となります。活発な御議論と有用な御意見をいただき、本当にありがとうございました。

それでは、まだもう少し仕事が残っておりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本年度は先の国勢調査、そして今回の国民生活基礎調査と、重要な調査について、連続して御審議をいただきました。本年度は、現時点では、新たな審議事項は予定されていないと伺っております。ですので、次回の部会の開催は未定ですが、委員の皆様におかれましては、今後とも御協力、御理解をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。ありがとうございました。